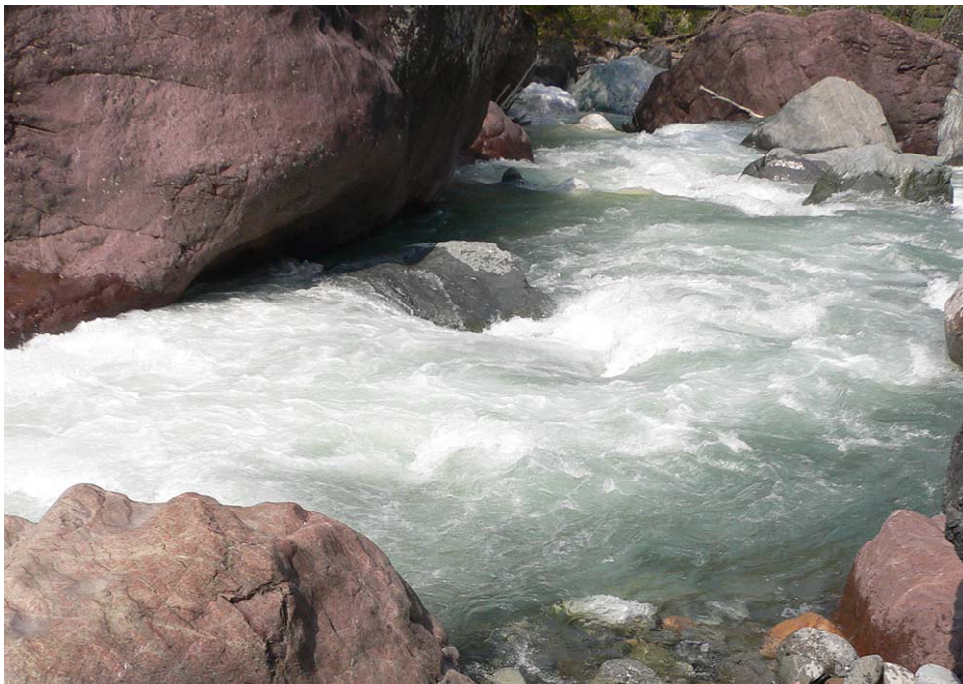


事務所通信

2007年8月号

No. 26



(ヒスイ峡)

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

子供の教育

中小企業の後継者をだれにするかとなると、1番に来るのは社長の子供です。たまには生え抜きの社員から抜てきされて、社長になる場合もありますが、ほとんどが社長の家族になります。資本と経営が一体であり、会社が社長一族の財産だからです。また会社が借入金をする場合、社長が連帯保証人になります。連帯保証人という制度は借り入れた債務者と同じ立場に置かれるので、社長が自宅を担保に入れるのと何ら変わりありません。このような連帯保証人になってもらうのは、財産的な裏付けのない雇われ社長にとって大変酷な話です。だから社長の子供が後継を担うことになるのです。

先月のテルモ経営研究会は笹川辰雄先生から『大人と子どもは同級生』という演題で講演していただきました。その中で主要な内容をお知らせします。

1. 『つ』の取れるまでの子育て

スキヤモンの発達曲線では脳の神経細胞のほとんどが9歳で終わってしまうので、小さい時の教育が大切です。直江津では中高一貫教育が始まっていますが、教育改革は幼少の時期からが大切です。品川区では2006年から小中一貫教育が始まり、4・3・2制の学校が開校されました。とは言ってもその後の教育を怠ってはいけません。

2. スポック博士の教育法の誤り

戦後スポック博士の育児法というのが流行しました。それはおんぶ・だっこ・おっぱい・添い寝という日本的な子育てを否定し、会話・キスという洋風な育児法を推奨するものでした。その育児法の結果を40年後の現在、検証したところ従来の日本的な育児法が良いということが判ったそうです。特に抱きしめるという会話が必要です。

サイレントベビーという言葉があるそうです。幼児期から保育園にあづけられ、保育ベッドに入っていると、刺激がないのでそうなるだそうです。

3. 子どもの健康づくりは『早寝・早起き・朝ごはん』から

頭の良い子に育てたかったら、朝はご飯がいいそうです。そしてしっかりと噛む習慣をつけることで、『口福』になります。

4. ゲーム脳の恐ろしさ

自閉症の発生率とテレビ（電磁波）の普及率は相関しているそうです。またゆとり教育が叫ばれて久しいですが、その弊害も指摘されています。今の子どもが6年間小学校で学ぶ時間は2941時間なのに対して、1971年の小学生は3941時間でちょうど1000時間も少ないそうです。思考力を育成するための言葉教育—「聞く」「話す」「読む」「書く」言葉の教育が大切です。

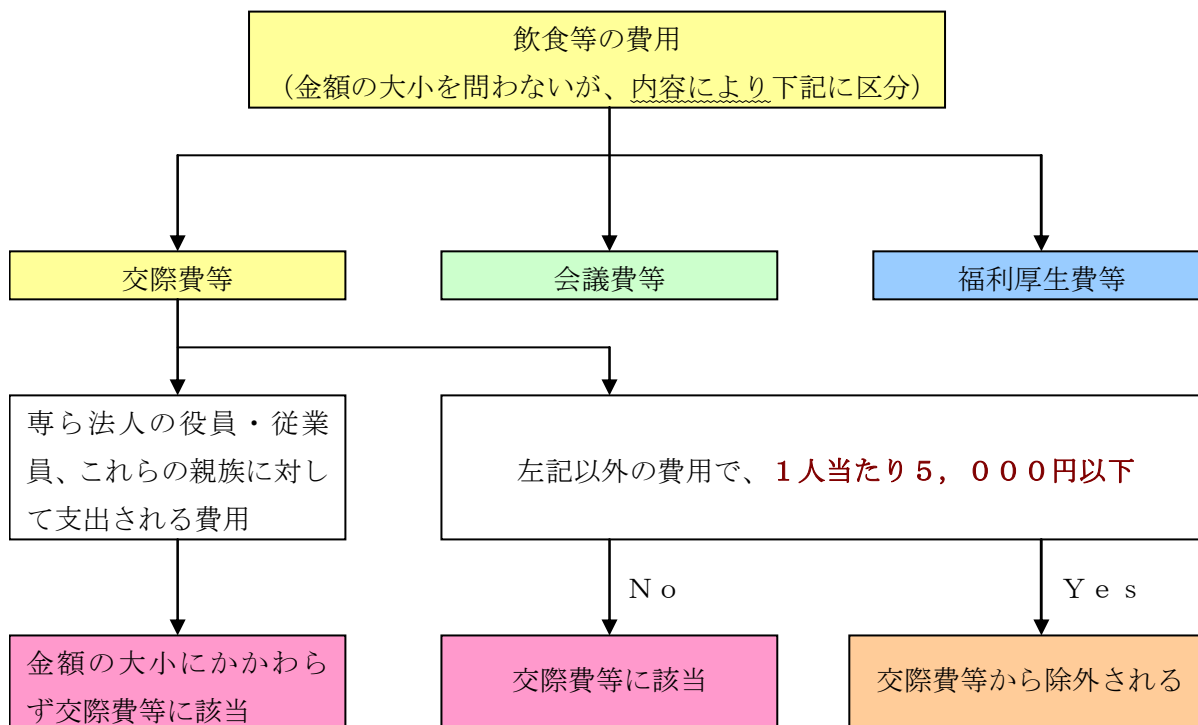
5. 豊かな心作りの重要性

心の三大栄養素は①笑顔 ②言葉がけ ③スキンシップです。又道徳教育も大切です。例えば人には優しく（仁）弱いものいじめをするな（義）節目を大切にしろ（礼）卑怯なことをするな（智）正直であれ（信）約束を守れ（忠）父母を大切に（孝）兄弟仲良く（悌）など日本の心の復活です。



交際費の取扱い

納涼会の季節となりました。得意先、仕入先その他事業に関係ある方々との飲食について、原則交際費となりますが、場合によっては以下のフローチャートの区分により他の科目として処理することが出来ます。



○ 会議費とは

会議費とは、会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用をいいます。

飲食物は「会議に関連して」提供されることが必要です。会議中の昼食や休憩時の飲食物の提供は問題ありませんが、会議終了後の席を替えての懇親会は交際費となります。会議中の昼食の場合は近くのレストランへ行くこともありますそのような場合は場所を替えても問題ありません。

○ 飲食費とは

平成18年度の税制改正により、交際費等の範囲から「1人当たり5,000円以下の飲食費」が一定の要件の下で除外されました。

要件としては、飲食その他これに類する行為のために要する費用について次に掲げる事項を記載した書類を保存していることが必要とされます

- イ その飲食等のあった年月日
- ロ その飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
- ハ その飲食等に参加した者の数
- ニ その費用の金額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地
- ホ その他参考となるべき事項

< 田 中 >

寄付金

7月16日 午前10時13分頃、上中越沖を震源とする新潟県中越沖地震が発生し、柏崎市を中心に甚大な被害を受けました。また、九州地方では、7月6日からの豪雨による災害も発生しました。今回の災害で被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。

現在、日本赤十字社をはじめ多くの団体で「熊本県大雨災害義援金」や「新潟県中越沖地震義援金」が募金されています。個人が特定寄付金を支出したときは、一定の所得控除を受けることができます（所得税）。

◎寄付金控除の計算方法は、次の通りです。

- 次のいずれか低い方の金額 - 5千円 = 寄付金控除額
- イ その年に支出した特定寄付金の合計額
 - ロ その年の総所得金額等の40%相当額（平成18年分は30%）

◎特定寄付金の範囲

特定寄付金には、次のようなものがあります（一部省略）。

- ・ 国や地方公共団体に対する寄付金
- ・ 学校法人、社会福祉法人などの特定の団体に対する寄付金
- ・ 公益法人などに対するもので財務大臣の指定した寄付金
- ・ 一定の政治献金

◎寄付金控除の適用を受けるための手続き

寄付金控除を受ける場合、寄付先から寄付金の受領証の交付を受けて確定申告書に添付又は提示しなければなりません。そのため、郵便振替口座を利用して日本赤十字社に寄付金を支払った場合、通信欄に「受領書希望」と明記する必要がありますので、留意してください。

日本赤十字社等を通じて国や地方公共団体に支払った寄付金は、寄付金控除の対象になりますが、被災した個人に対しての贈った義援金は寄付金控除の対象とはなりませんので、ご注意ください。ただし、事業者が得意先等の事業に直接関係のある者に支出した金銭等は事業所得の計算上必要経費に計上することができます（家事関連費との線引きについては注意が必要です）。

法人で支出した寄付金につきましては、上記の扱いとは異なります。法人の寄付金については、各担当者、当事務所にご相談下さい。

（中越沖地震募金関連情報）

日本赤十字、赤い羽根共同募金等で受付中 詳しくは新潟県ホームページにてご確認ください。

新潟県HP <http://bosai.pref.niigata.jp/bosaiportal/0716jishin/gienkin/index.html>

< 村 井 >

社会保険

中越沖地震の影響を受けて厚生労働省は地震により被災された方の措置として下記のような対応をしていますのでぜひご留意下さい。

●社会保険庁

新潟県中越沖地震により被害を受けた皆様へ

新潟県中越沖地震の被害を受けられた皆様方に、心よりお見舞い申し上げます。
一日も早い復旧をお祈り申し上げます。
この度の被害を受けられた皆様方に、次のことをお知らせします。

○ 病院等に受診する際、保険証（被保険者証等）の提出ができないとき。

被災して保険証を紛失し、あるいは家に残したまま避難しているため、病院等の窓口提出できない場合は、病院等を通じて社会保険事務所に資格を確認してもらうことで受診することができます。

また、社会保険事務所では、保険証を再交付することができますので、再交付を受けたい方は、社会保険事務所にご相談ください。

○ 健康保険及び厚生年金等の保険料等の納付を納付期限までに納められないとき。

被災した事業所等が、政府管掌健康保険、厚生年金保険及び船員保険の保険料等を納付期限までに納めることができない場合は、申請していただくことで保険料等の納付を猶予することができますので、社会保険事務所にご相談ください。

○ 国民年金保険料の納付が困難なとき。

被災した国民年金の加入者で保険料の納付が困難な方は、保険料の納付が免除される場合がありますので、社会保険事務所またはお住まいの市町村の国民年金担当課にご相談ください。

社会保険庁HP <http://www.sia.go.jp/topics/2007/n0719.pdf>



< 倉 又 >

Q1

職務に必要な技術などを習得する費用を支出したとき

A

役員や使用人に、仕事に関係のある技術や知識を習得させるための費用を支給する場合、支給したこれらの費用が次の三つのいずれかの要件を満たしており、その費用が適正な金額であれば、給与として課税しなくてもよいことになっています。

- (1) 会社などの仕事に直接必要な技術や知識を役員や使用人に習得させるための費用であること
- (2) 会社などの仕事に直接必要な免許や資格を役員や使用人に取得させるための研修会や講習会などの出席費用であること
- (3) 会社などの仕事に直接必要な分野の講義を役員や使用人に大学などで受けさせるための費用であること

Q3

食事を支給したとき

A

役員や使用人に支給する食事は、次の二つの要件をどちらも満たしていれば、給与として課税されません。

- (1) 役員や使用人が食事の価額の半分以上を負担していること。
- (2) 次の金額が1か月当たり3,500円以下であること。
(食事の価額) - (役員や使用人が負担している金額)
この要件を満たしていなければ、支給した食事の価額が給与として課税されます。課税の対象となる金額は、食事の価額から役員や使用人の負担している金額を差し引いた金額です。

また、現金で食事代の補助をする場合には、深夜勤務者に夜食の支給ができないため1食当たり300円以下の金額を支給する場合を除き、補助をする金額が給与として課税されます。なお、残業や宿直や日直を行うときに支給する食事は、無料で支給しても給与として課税しなくてもよいことになっています。

Q2

創業記念品や永年勤続表彰記念品の支給をしたとき

A

創業記念で支給する記念品や永年勤続表彰で勤務している人の表彰に当たって支給する記念品などは、次に掲げる要件をすべて満たしていれば、給与として課税しなくてもよいことになっています。

1. 創業記念などの記念品

- (1) 支給する記念品が社会一般的にみて記念品としてふさわしいものであること
- (2) 記念品の処分見込の価額が1万円以下であること
- (3) 創業記念品のように一定期間ごとに行う行事で支給するものは、おおむね5年以上の間隔で支給するものであること。

この三つの要件を一つでも満たしていなければ、原則として、支給した記念品の通常の販売価額が、給与として課税されます。なお、記念品に代えて現金を支給する場合には、その全額が給与として課税されます。

2. 永年勤続者に支給する記念品や旅行や劇場への招待費用

- (1) その人の勤続年数や地位などに照らして、世間一般で行われている金額以内であること
- (2) 勤続年数がおおむね10年以上である人を対象としていること
- (3) 同じ人を2回以上表彰する場合には、前に表彰したときからおおむね5年以上の間隔が保たれていること

この三つの要件を一つでも満たしていなければ、原則として、支給した記念品の通常の販売価額や旅行や劇場への招待費用が、給与として課税されます。なお、記念品の支給や旅行や劇場への招待費用の負担に代えて現金を支給する場合には、その全額が給与として課税されます。

参考：国税庁HP内タックスアンサーより

<http://www.taxanswer.nta.go.jp/index2.htm>

研修予定

日時	研修内容	場所	講師	参加費
8月23日(木) 午後6時30分 ～ 午後8時30分	テルモ経営研究会 『広告宣伝心理術と インターネットビジネス』	加藤森宛理士事務所	(有)ファストアドバンテージ 代表取締役 酒井利夫	無 料

会社の広告お手伝いします!!

当事務所ではホームページの作成をお手伝いしています。また、お客様の広告チラシがございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

～ おもしろ雑学 ～ おいしい野菜

おいしいトマトは水に入れるとわかる。おいしいのは高密度なので沈む。また、野菜をおいしく長く保存するコツは、畑でとれた時の姿のままで置いておくこと。例えば、白菜なら根をしたにして立てておき、とうもろこしはひげを上にして保存する。

教育マガジン「おもしろ雑学集」より 担当 池原





休日カレンダー



8月（葉月）August

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4 伊藤・広川
5	6	7	8	9	10	11 池原・堀田
12	13	14	15	16	17	18 伊藤・広川
19	20	21	22	23 テルモ経営研究会	24	25
26	27	28	29	30	31	

- ・土曜日も元気に営業しています。
(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)
- ・お盆も元気に営業しています！！

8月の税務

- 8月10日 本年7月分源泉所得税・住民税納付
- 8月31日 本年6月決算法人 法人税等確定申告・納付
 本年6月決算法人 消費税中間申告・納付
 本年12月決算法人 法人税等中間・予定申告・納付
 本年12月決算法人 消費税中間申告・納付
 当月決算法人の消費税各種届出書提出
 事業税第1期分の納付
 住民税第2期分の納付
 土地取得に係る特別土地保有税の申告納付

あとがき

先日、娘が風邪をひき病院へ行ったところ「今年は喉が痛み、長引く夏風邪が流行っているので気を付けて下さい」と言われました。

夏は、冷房や冷たい物の食べ過ぎ、薄着等でなにかと体を冷やしてしまいがちです。私自身、毎年のように夏風邪をひいてしまい健康管理が出来ていないので、日頃から運動をして新陳代謝をよくし、風邪のひきにくい体づくりを心がけたいと思います。

まずは、娘と一緒に毎朝ラジオ体操をすることから始めたいと思います。

小 杉